

食品製造業パワーアップ事業 現地ニーズに対応した海外展開促進業務委託仕様書

1 業務名

食品製造業パワーアップ事業 現地ニーズに対応した海外展開促進業務委託

2 業務の目的

長崎県内食料品製造業者の振興を図るため、海外の物価上昇や外国為替市場における円安などの環境を背景に海外展開を促進する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月6日（金）まで

4 委託業務の内容

県内食料品製造事業者の現地ニーズに対応した海外展開促進に係る業務一式

- (1) 目的達成に必要な年間プログラムの企画・立案・実行
- (2) ディストリビューター等による県内食品工場視察の企画運営
- (3) ディストリビューター等と県内企業との商談の支援、フォローアップ
- (4) 実施報告書作成（成果分析、翌年度以降に向けた事業改善提案含む）

4の仕様等

4(1) 目的達成に必要な年間プログラムの企画・立案・実行について

- ア. 本委託業務の統括責任者を配置すること。
- イ. 業務の実施にあたり、プログラムやスケジュール構成を企画・立案し、委託者との協議により実行すること。
- ウ. 本事業に参加する県内食料品製造事業者は、次に掲げる要件に該当する事業者 15 社程度（離島を含む。）とし、その募集・選定は主として受託者により行い、選考等が必要な場合は、委託者と協議することとする。
 - a) 原則として、県内に本店を有する従業員数 30～100 名程度の中小企業者
 - b) 海外展開に意欲的な事業者

4(2) ディストリビューター等による県内食品工場視察の企画運営について

- ア. 県内食料品製造事業者と取引の可能性のある東アジア・東南アジア等の企業（小売・飲食・ホテル・卸・メーカー等）の仕入れ担当者等（以下、「ディストリビューター等」という。）を選定・招聘し、県内食品工場視察の企画運営を実施すること。
- イ. 県内食品工場の視察にあたっては、1 回あたり 3～4 泊程度で 5 社程度視察し、3 回程度実施すること。なお、離島を含み実施すること。各回ディストリビューター等は複数名招聘し、合計 10 社程度（2 か国以上）招聘すること。実施にあたっては、商談の成功率を高めるため、参加する県内食料品製造事業者の特徴やディストリビューター等のニーズ等のすり合わせ・調整等に係る工夫を図ること。実施行程及び回数については、参加企業数等により、調整可能とする。

4(3) ディストリビューター等と県内企業との商談の支援、フォローアップについて

- ア. 4(2) の県内食品工場視察を通じたディストリビューター等と県内食品製造事業者との商談の支援及び工場視察実施後における商品改良・商談等にかかるフォローアップ支援を行うこと。
- イ. 支援にあたっては、事業実施年度だけでなく、それ以降における取引等も見据え、ディストリビューター等のニーズに応じた商品改良等を支援するなど、中長期的な視点も踏まえること。
- ウ. 商品改良等の支援にあたっては、委託者と調整のうえ、必要に応じて長崎県食品開発支援センター（長崎県工業技術センター内）と連携を図ること。
- エ. 必要な参加企業に対しては、受託者の負担により専門家の派遣支援（※）を行うこと。実施にあたっては、事前に 1 事業者あたりの回数・金額等の上限を定めること。
※例：パッケージデザイン等にかかるデザイン費、パッケージ・商品説明等にかかる翻訳関連経費など

5 想定スケジュール

6～7 月：参加事業者選定・調整

7～8 月：ディストリビューター等選定・調整

9～11 月：ディストリビューター等による県内食品工場視察

12～2 月：フォローアップ

3 月：委託者へ業務完了報告書を提出

6 業務完了報告

(1)本業務完了後、令和8年3月13日（金）までに下記の書類を提出すること。

①委託業務完了届 1部

②実績報告書 2部および電子データを格納した CD-R または DVD-R 1枚

(2)提出場所

〒850-8570

長崎市尾上町 3-1 長崎県 産業労働部 新産業推進課 産地振興班

7 業務の適正な実施に関する事項

(1)個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2)守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処すること。

9 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により委託者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

10 その他

- (1)業務上疑義が発生した場合は、委託者及び受託者の協議で業務を進めるものとする。
- (2)契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、委託者の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこと。